

**【重要】平成 29 年度内の接続契約締結にかかるお申込み上の注意点について
(低圧)**

平成 29 年度内に国への事業計画認定申請をご予定の方につきましては、平成 29 年 12 月 15 日（金）までに当社宛に接続契約締結にかかるお申込みをいただくようご案内しておりますが、お申込内容の不備により、再確認のお願いをさせていただく事例が多くなっております。

つきましては、よくある不備の例を下記にお知らせいたしますので、お申込みの際は、十分ご注意くださいようよろしくお願いいたします。

なお、平成 29 年 12 月 15 日（金）までにお申込みいただいた場合でも、お申込み内容の不備があり、再度お申込みいただいた場合は、接続契約締結を証する書類の発行までに通常以上の期間が必要となることから、ご希望に添えない場合がございますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

記

○よくある不備の例

- ・ 必要書類（低圧配電線への系統連系協議依頼票，単線結線図，付近図・構内図，E L B の仕様が分かる資料，認証証明書，整定値一覧表）が不足している。
- ・ 必要書類の必須記入欄（赤枠）へ，記入がない。

例：低圧配電線への系統連系協議依頼票の「発電設備情報」，「引込柱」，「引き込み線長さ」等が未記入となっている。

- ・ 受給契約システムへの入力内容と必要添付書類の内容が相違している。

例：受給契約システムの発電設備容量と低圧配電線への系統連系協議依頼票の発電設備容量が相違している。

受給契約システムのインバータ型式と認証証明書の型式が相違している。

受給契約システムのインバータ容量と認証証明書の容量が相違している。

- ・ 付近図・構内図に受電地点の記載がない。

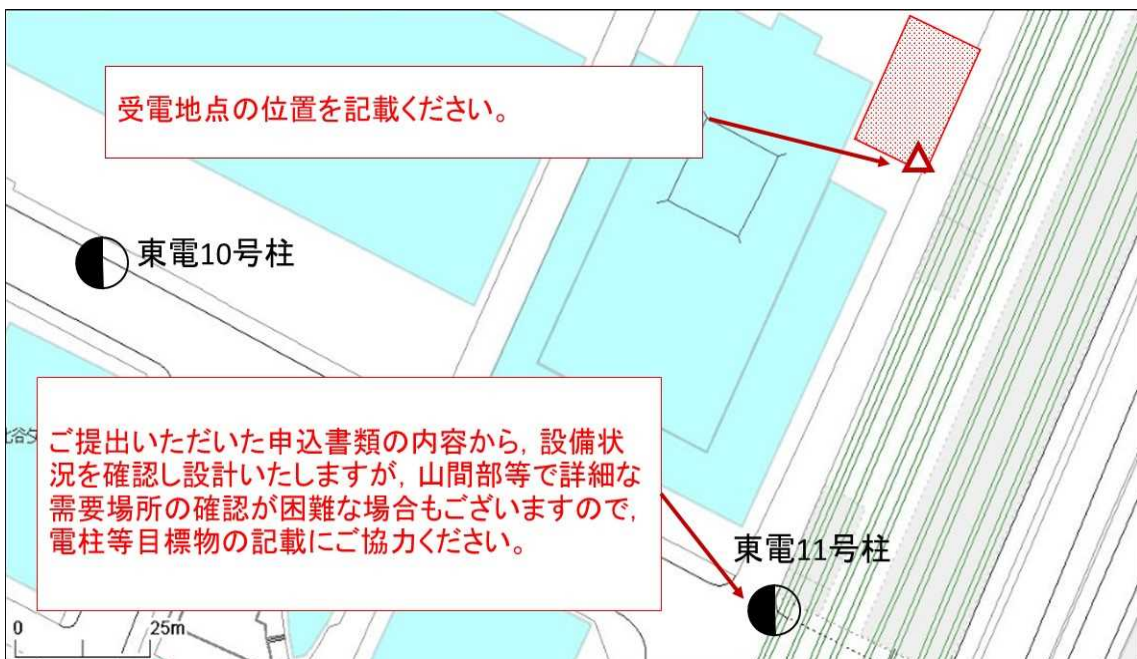
※ 設備設計をするにあたり，受電地点は必須となっておりますので，次の例を参考に付近図・構内図への記載をお願いいたします。

<不備となる記入例>



お申込み内容に不備があった場合は、お申込者さまへ再確認いただきたい旨のご案内をいたしますので、ご確認いただいた後、再申込みをお願いいたします。

<正しい記入例>



以上